

(様式例第11)

日総病第 114号
令和2年7月30日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所 山形県酒田市あきほ町30番地
申請者

氏名 地方独立行政法人
山形県・酒田市病院機構
(日本海総合病院)
理事長 栗谷 義樹



日本海総合病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和元年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地
氏名	地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院

3 所在の場所

〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地	電話 (0234) 26-2001
--------------------------	-------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
一床	4床	一床	一床	626床	630床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	<p>(主な設備)</p> <p>HCU 病床16 ・ ICU 病床8</p> <p>除細動器、ペースメーカー、心電計、呼吸循環監視装置、人工呼吸器、経皮的酸素分圧監視装置、酸素濃度測定装置、微量輸液装置、超音波診断装置、心電図モニター、血液ガス分析装置、人工透析装置、気管支ファイバー、経皮的心肺補助装置、連続心拍出量測定装置、熱傷ベッド、スケールヘッド、大動脈内バルーンパンピング</p>
化学検査室 (検体検査室)	<p>(主な設備)</p> <p>テーブルトップ遠心機、テーブルトップ冷却遠心機、卓上遠心機、生化学自動分析装置、化学発光免疫測定装置、血糖分析装置、ヘモグロビンA1c測定装置、全自動血液凝固測定装置、多項目自動血球分析装置、自動塗抹標本作製装置、血液像自動分析装置、赤血球沈降速度測定装置、自動尿分取装置、血液ガス分析装置</p>
細菌検査室	<p>(主な設備)</p> <p>全自動細菌同定感受性装置、薬剤感受性装置、自動血液培養装置、安全キャビネット、プログラム恒温槽、フ卵バイオハザート冷却遠心機、マイクロプレートリーダー、超低温フリーザー、光学顕微鏡、蒸留水製造装置、オートクレーブ</p>
病理検査室	<p>(主な設備)</p> <p>自動固定包埋装置、自動免疫染色装置、クリオスタット、光学顕微鏡、ミクロトーム、遠心分離機、自動細胞収集装置、臓器撮影装置、蛍光顕微鏡</p>
病理解剖室	<p>(主な設備)</p> <p>解剖台、死体保管用冷蔵庫、臓器撮影装置</p>
研究室 (第二会議室)	<p>(主な設備)</p> <p>机、椅子、ワイヤレスマイク、モニター、音響設備、ホワイトボード、プロジェクター、シャウカステン、</p>
講堂	<p>室数 1 室 収容定員 200人</p>
図書室	<p>室数 1 室 蔵所数 6,700冊程度 (単行書)</p>
救急用又は患者 搬送用自動車	<p>(主な設備)</p> <p>救急車 (酸素設備、吸引機) 保有台数 1 台</p>
医薬品情報管理室	<p>[専用室] 床面積 26.8㎡</p>

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	68.5%	算定期間	2019年4月1日 ~2020年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	100.6%		
算出根拠	A : 紹介患者の数		13,466人
	B : 初診患者の数		19,670人
	C : 逆紹介患者の数		19,784人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

〔 紹介・逆紹介率 月別統計 〕

要件 ・紹介率80%以上 又は 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上 又は 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上 のいずれか。

〔 新算定方式 〕

$$\text{地域医療支援病院紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

$$\text{地域医療支援病院逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

・紹介率＝紹介患者数／初診患者数－救急搬送患者数

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初診患者数①	2,492	2,582	2,467	2,737	2,942	2,522	2,628	2,427	2,541	2,675	2,035	2,114	30,162
救急車にて搬送された初診患者②	169	157	160	164	193	162	167	158	151	164	159	153	1,957
休日又は夜間に受診した初診患者③	753	889	649	719	857	718	624	614	779	935	577	421	8,535
初診患者－（救急車にて搬送された初診患者+休日又は夜間に受診した初診患者数）	1,570	1,536	1,658	1,854	1,892	1,642	1,837	1,655	1,611	1,576	1,299	1,540	19,670
紹介患者数④	1,117	1,049	1,165	1,254	1,134	1,163	1,262	1,156	1,106	1,096	903	1,061	13,466
逆紹介患者数⑤	1,481	1,419	1,543	1,676	1,637	1,555	1,740	1,732	1,862	1,628	1,685	1,826	19,784
紹介率（％）＝④/①－（②+③）	71.1%	68.3%	70.3%	67.6%	59.9%	70.8%	68.7%	69.8%	68.7%	69.5%	69.5%	68.9%	68.5%
逆紹介率（％）＝⑤/①－（②+③）	94.3%	92.4%	93.1%	90.4%	86.5%	94.7%	94.7%	104.7%	115.6%	103.3%	129.7%	118.6%	100.6%

・逆紹介患者について、患者の初診月と当院が逆紹介する月が異なる場合があるため、単月で逆紹介率の値が100%を超える月がある。

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	24床
専用病床	0床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救命救急センター	817.0㎡	(主な設備) エックス線一般撮影装置 超音波診断装置 F P D搭載回診用エックス線撮影装置 高規格救急車伝送心電図等受診装置 モニタリングシステム	可
放射線撮影室	1,554.8㎡	(主な設備) エックス線C T装置 デジタルエックス線一般撮影装置 磁気共鳴断層撮影装置 循環器系エックス線診断装置 乳房エックス線撮影装置 泌尿器用エックス線テレビ装置 ガンマカメラシステム 脳腹部血管撮影システム 心臓カテーテル検査データシステム フルデジタルガンマカメラ アフターローディング 体外衝撃波結石破碎装置 リニアック	可
内視鏡検査室	656.6㎡	(主な設備) 気管支ビデオスコープ超音波観測システム ハイビジョンビデオスコープシステム デジタルエックス線テレビシステム	可
生理検査室	297.3㎡	(主な設備) 医用サーモグラフィ装置 血圧脈波検査装置 心電図データマネジメントシステム	可
臨床検査室	565.9㎡	(主な設備) 血液検査システム 心臓用超音波診断装置 自動採血管準備装置 病理顕微鏡システム	可

<p>集中治療室 (ICU・HCU)</p>	<p>657.1㎡</p>	<p>(主な設備) HCU 病床16 ICU 病床8 除細動器 ペースメーカー 心電計 呼吸循環監視装置 人工呼吸器 経皮的酸素分圧監視装置、 酸素濃度測定装置 微量輸液装置 超音波診断装置 心電図モニター 血液ガス分析装置 人工透析装置 気管支ファイバー 経皮的心肺補助装置 連続心拍出量測定装置 熱傷ベッド、 スケールヘッド 大動脈内バルーンパンピング</p>	<p>可</p>
----------------------------	---------------	--	----------

4 備考

山形県 救急告示病院（二次救急医療、三次救急医療）令和2年4月1日から令和5年3月31日

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

<p>救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数（※へり含む）</p>	<p>3,643人 (1,894人)</p>
<p>上記以外の救急患者の数</p>	<p>19,321人 (3,004人)</p>
<p>合計</p>	<p>22,964人 (4,898人)</p>

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。
括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

<p>救急用又は患者輸送用自動</p>	<p>1台</p>
---------------------	-----------

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

① 令和元年度共同利用医療機関延べ数	2,743件
・施設共同利用医療機関延べ数	24件
・機器共同利用医療機関延べ数	2,719件
② 上記①の医療機関のうち、開設者と直接関係のない医療機関	2,743件
・施設共同利用医療機関延べ数	24件
・機器共同利用医療機関延べ数	2,719件

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

①磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)
②コンピュータ断層撮影装置 (CT)
③陽電子放出断層撮影装置 (PET/CT)
④ラジオアイソトープ検査装置 (RT)
⑤その他病院長が認めた医療機器装置
⑥建物の全部

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 有 無
 イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名： 佐藤 善久
 職種： 医事課長

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
※別紙のとおり				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	3床 (HCU)
--------------	----------

医療機器の共同利用について

撮影種		令和元年度
MRI	全体 ①	7,745
	うち紹介 ②	930
	割合(②/①)	12.0%
CT	全体 ①	20,803
	うち紹介 ②	1,664
	割合(②/①)	8.0%
RI	全体 ①	989
	うち紹介 ②	11
	割合(②/①)	1.1%
PET/CT	全体 ①	1,063
	うち紹介 ②	114
	うち検診	83
	割合(②/①)	10.7%

合計	全体	30,600
	うち紹介	2,719
	うち検診	83

日本海総合病院 医療連携登録医制度運営要綱

(目的)

第1条 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院（以下「日本海総合病院」という。）は、地域住民への質の高い医療サービスを提供するため酒田地域の医療機関等との病診連携並びに病病連携を図り、酒田地域の医師、歯科医師、看護師、その他医療従事者（以下「医療従事者」という。）の相互研鑽及び情報の共有を図ることを目的として医療連携登録医制度運営要綱を定める。

(登録医制度の内容)

第2条 登録医制度の類型及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 紹介入院患者共同診療制度

医療連携登録医制度に登録された医療機関（以下「医療連携登録医療機関」という。）から紹介され入院した患者の診療について、かかりつけ医である登録医と日本海総合病院主治医が共同して当該患者の検査、処置、指導を行うこと（以下「共同診療」という。）により、退院後のかかりつけ医への円滑な診療につなげることを目的とする。

(2) 医療機器共同利用制度

医療連携登録医療機関から検査目的で紹介された患者の検査について、かかりつけ医である登録医と日本海総合病院医師が日本海総合病院の医療機器を共同利用すること（以下「医療機器共同利用」という。）により、検査後のかかりつけ医の円滑な診療につなげることを目的とする。

(3) 研究及び研修部門利用制度

医療連携登録医療機関の医療従事者へ日本海総合病院が開催する研究会及び研修会並びに日本海総合病院を広く開放することにより、資質向上並びに相互研鑽を行うこと（以下「研究医及び研修部門利用制度」という。）を目的とする。

(登録医制度の利用)

第3条 登録医制度の利用にあたって、「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院医療連携登録医登録（変更）申請書」（様式1）（以下「登録医登録（変更）申請書」という）により、医療機関単位で事前に登録申請をしなければならない。

2 登録事項に変更が生じた場合は、その事項を「登録医登録（変更）申請書」により変更申請をしなければならない。

(登録の決定及び登録証の交付)

第4条 登録医制度の利用決定は日本海総合病院長が行う。

2 日本海総合病院長は、利用決定を行った場合、医療連携登録医療機関に対して「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院医療連携登録証」（様式2）を交付し、「医療連携登録医制度登載通知書」（様式3）を送付する。

3 紹介入院患者共同診療制度及び医療機器共同利用制度を利用する医師又は歯科医師については、「医療連携登録医制度登録医師証」（様式4）を発行する。

(登録の期間)

第5条 次の各号いずれかに該当した場合は、登録医を辞退するものとする。

(1) 登録医が保険医でなくなったとき

(2) 登録医制度の利用について継続しがたい事由が生じたとき

(登録医制度の利用対象施設及び医療機器)

第6条 医療連携登録医療機関からの紹介入院患者の共同診療施設として、日本海総合病院内病棟に専用病床3床を確保する。

2 医療連携登録医療機関から紹介された患者の検査にあたって、医療機器共同利用を行う医療機器は次の各号の掲げる装置とする。

- (1) 磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)
- (2) コンピュータ断層撮影装置 (CT)
- (3) ラジオアイソトープ検査装置 (RI)
- (4) その他病院長が認めた医療機器装置

3 医療連携登録医療機関の医療従事者に対して、研究及び研修部門利用制度で開放する施設は、日本海総合病院の図書施設とする。

(共同利用の実施手順)

第7条 登録医が共同診療を行おうとする場合は、事前に「入院患者共同診療申込書」(様式5)を提出しなければならない。

2 登録医が医療機器共同利用を行おうとする場合は、「医療機器共同利用申込書」(様式6)を提出しなければならない。

3 共同診療または医療機器共同利用を終了した後は「入院患者共同診療・医療機器共同利用実施記録書」(様式7)により、診療・検査内容等を記録しなければならない。

(利用時間及び遵守事項)

第8条 共同診療または医療機器共同利用は、祝日、休日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分の時間内とする。ただし、病院長が認めた場合は、この限りではない。

2 登録医は、共同診療・医療機器共同利用を行う際、白衣及び「医療連携登録医制度登録医証」を着用しなければならない。

(共同利用に係る経費)

第9条 共同診療又は医療機器共同利用を行う際の諸費用、機器使用料は、日本海総合病院の負担とし、登録医に対しての請求は行わない。ただし、患者に負担を求めることができない費用等が生じた場合は、協議の上請求する場合がある。

2 登録医が行う共同診療又は医療機器共同利用に対する報酬や旅費等の支給は行わない。

(医療情報の共有)

第10条 共同診療又は医療機器共同利用に際し、登録医は日本海総合病院内電子カルテを閲覧し、紹介患者の医療情報を得ることができる。

2 登録医は医療情報ネットワーク協議会ちようかいネットに積極的に参加し、紹介患者の医療情報の共有化を図ることとする。

(実施細則)

第11条 医療連携登録医制度の運営にあたっての運用方法等については、日本海総合病院が別に定める。

附則

(施行期日)

本要綱は、平成24年8月1日から施行する。

登録医療機関の名簿

No.	医療機関名	医師名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係	共同利用類型 施設 1 機器 2
1	丸岡医院	丸岡 喬	酒田市松原南15-1	内科、消化器科	無	1・2
2	吉田医院	吉田 元	酒田市本町1-2-6	内科	無	1・2
3	医療法人尾形内科胃腸科医院	尾形 浩	酒田市みずほ1-2-28	内科、胃腸科	無	1・2
4	本間医院	本田 陽子	酒田市南千日町10-48	内科、婦人科	無	1・2
5	阿部内科胃腸科医院	阿部 正和	東田川郡庄内町南野字南浦95-1	内科、胃腸科	無	1・2
6	山原整形外科クリニック	山原 慎一	酒田市大宮字一貫野82	整形外科	無	1・2
7	浅野内科クリニック	浅野 正二	酒田市あきほ町653-9	内科	無	1・2
8	酒井医院	酒井 朋久	酒田市相生町2-5-40	内科、循環器科	無	1・2
9	さとう小児科医院	佐藤 寛明	酒田市新井田町1-3	小児科	無	1・2
10	さとう内科クリニック	佐藤 顕	酒田市東泉町1-12-50	内科	無	1・2
11	高木整形外科クリニック	高木 信博	酒田市亀ヶ崎7-1-30	整形外科	無	1・2
12	斎藤整形外科医院	斎藤 潔	東田川郡庄内町余目字町17-1	整形外科	無	1・2
13	石沢内科胃腸科医院	石澤 優	酒田市亀ヶ崎2-2-57	内科、胃腸科	無	1・2
14	諸星外科内科クリニック	諸星 保憲	酒田市ゆたか1-5-1	外科、内科	無	1・2
15	ほんま内科胃腸科医院	本間 清和	酒田市光ヶ丘2-4-18	内科、胃腸科	無	1・2
16	こども医院さいとう	斎藤 慶一	酒田市松原南11-21	小児科	無	1・2
17	しょうない眼科	土谷 大仁朗	酒田市大宮町1-4-17	眼科	無	1・2
18	医療法人社団池田内科医院	池田 眞治	酒田市広野字末広105-4	内科	無	1・2
19	池田内科医院 浜中診療所	池田 真人	酒田市浜中上村372-10	内科	無	1・2
20	いくま内科胃腸科クリニック	井熊 仁	酒田市錦町5-32-698	内科胃腸科	無	1・2
21	サイトー内科	齋藤 好正	酒田市一番町9-9	内科	無	1・2
22	くろき脳神経クリニック	黒木 亮	酒田市富士見町3-2-3	神経内科、脳神経外科、内科	無	1・2
23	健生ふれあいクリニック	本間 卓	酒田市泉町1-16	内科、循環器内科	無	1・2
24	池田外科胃腸科医院	池田 利史	酒田市上安町1-80-28	外科、胃腸科	無	1・2
25	富樫クリニック	富樫 尚子	酒田市本町3-10-5	内科、神経内科	無	1・2
26	土門医院	土門 斉	飽海郡遊佐町庄泉字開元65	内科、泌尿器科、消化器内科	無	1・2
27	上田診療所	矢島 恭一	酒田市上野曾根字上中割73	外科、胃腸科	無	1・2
28	医療法人誠山会大山内科循環器クリニック	大山 武紹	酒田市亀ヶ崎3-8-11	循環器内科	無	1・2
29	石黒内科医院	石黒 昌生	酒田市東中の口町3-2	内科、消化器科	無	1・2
30	岡田内科循環器科クリニック	岡田 恒弘	酒田市東大町3-38-3	循環器内科	無	1・2
31	眞田医院	眞田 淳	酒田市浜田1-7-56	内科、消化器科	無	1・2
32	菅原外科内科医院	菅原 貴子	酒田市東大町1-10-6	外科、内科、消化器科	無	1・2
33	医療法人西尾医院	西尾 彰	酒田市亀ヶ崎2-4-12	皮膚科、泌尿器科	無	1・2
34	山容病院	小林 和人	酒田市浜松町1-17	精神科、内科	無	1・2
35	松浦内科医院	松浦 周	酒田市こあら2-3-9	内科	無	1・2
36	櫻井医院	櫻井 健	酒田市北今町1-35	内科、小児科	無	1・2
37	かめがさき整形外科	安田 健一	酒田市亀ヶ崎3-2-13	整形外科	無	1・2
38	医療法人外科内科渡邊クリニック	渡邊 公伸	酒田市亀ヶ崎3-2-1	外科、内科	無	1・2
39	さくらこころのクリニック	荒木 桂	酒田市東大町2-6-4	精神科、心療内科	無	1・2

No.	医療機関名	医師名	住所	主たる診療科名	地域医療 支援病院 開設者との 経営上の 関係	共同利 用類型 施設 1 機器 2
40	さかい往診クリニック	坂井 庸祐	酒田市みずほ2-20-7	内科、外科	無	1・2
41	かとう医院	加藤 久仁彦	東田川郡庄内町余目字町15-1	内科、循環器科	無	1・2
42	奥山医院	奥山 綏夫	東田川郡庄内町狩川字小野里117	内科、外科	無	1・2
43	水戸部クリニック	水戸部 勝幸	酒田市駅東2-6-11	泌尿器科、内科、皮膚科	無	1・2

酒田地区医療情報ネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、酒田地区医療情報ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、地域内の関係医療機関がそれぞれの医療情報を共有することにより、患者さんに急性期から回復期を経て在宅医療にいたるまで一貫した治療方針のもとに切れ目ない医療を提供できる地域医療連携体制を推進することを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務局を山形県酒田市あきほ町30番地 山形県・酒田市病院機構日本海総合病院医療情報課内に置く。

(事業)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療情報共有化システムの開発
- (2) 医療情報共有化の推進
- (3) 地域医療連携パスの運用の推進
- (4) その他本協議会の目的にあった事業

(構成団体、役員)

第5条 協議会の構成団体、機関並びに役員は別紙のとおりとする。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事はこの協議会の財産の状況並び決算を監査する。

(協議会決定事項)

第7条 協議会は、以下の事項について審議し、決定する。

規約の変更

事業計画及び収支予算

事業報告及び収支決算

資産の管理

その他、協議会の運営に関する事項。

(協議会の開催)

第8条 会長は必要に応じ委員を招集し、協議会を開催する。

2 協議会の議長は会長とする。

3 協議会の議決は出席した副会長及び委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(検討委員会)

第9条 会長は第4条の事業を達成するために、検討委員会を組織することができる。

2 検討委員会の長は会長が指名し、その構成員は検討委員会の長が指名した者で構成する。

(会計)

第10条 協議会の会計事務並びに契約事務は「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構会計規程」、「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構会計規程実施規程」及び「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程」を準用する。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項は協議会の議決を経て会長が定める。ただし、協議会を招集する暇がない場合は、会長が決定し、次の協議会で承認を受けるものとする。

附 則

この規約は平成22年5月25日から施行する。

附 則

この規約は平成26年6月9日から施行する。

附 則

この規約は平成27年6月17日から施行する。

附 則

この規約は平成28年7月20日から施行する。

附 則

この規約は平成29年6月12日から施行する。

附 則

この規約は令和元年6月19日から施行する。

ちょうかいネット患者登録件数

< 参加施設一覧 >

令和2年3月末日現在

【病院】

19 【診療所】

81

No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域
1	<開示>日本海総合病院・日本海酒田リハビリテーション病院	酒田	20	さとう内科クリニック	酒田	40	さかい往診クリニック	酒田
2	<開示>本間病院・本間なままちクリニック・高見台クリニック	酒田	21	酒井医院	酒田	41	影沢内科医院	酒田
3	酒田東病院	酒田	22	ほんま内科胃腸科医院	酒田	42	高木整形外科クリニック	酒田
4	山形県立 新庄病院	新庄	23	さとう小児科医院	酒田	43	眞田医院	酒田
5	順仁堂 遊佐病院	遊佐町	24	石沢内科胃腸科医院	酒田	44	渡邊クリニック	酒田
6	<開示>鶴岡市立 荘内病院	鶴岡	25	岡田内科循環器クリニック	酒田	45	健生ふれあいクリニック	酒田
7	山形大学医学部 第二外科	山形	26	おおたきこどもクリニック	酒田	46	菅原医院	庄内町
8	置賜総合病院(oki-net)	置賜	27	菅原外科内科医院	酒田	47	ましま内科クリニック	鶴岡
9	鶴岡協立病院	鶴岡	28	吉田医院	酒田	48	松浦内科医院	酒田
10	山大医学部 歯科口腔・形成外科	山形	29	あいおい皮膚科クリニック	酒田	49	佐久間医院	鶴岡
11	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡	30	本間医院	酒田	50	阿部内科胃腸科医院	庄内町
12	鶴岡協立リハビリテーション病院	鶴岡	31	近藤内科循環器クリニック	酒田	51	いくま内科胃腸科クリニック	酒田
13	三友堂病院(oki-net)	置賜	32	水戸部クリニック	酒田	52	富樫クリニック	酒田
14	山容会 山容病院	酒田	33	満天クリニック	鶴岡	53	真島医院	鶴岡
15	山大医学部 小児科	山形	34	池田外科胃腸科医院	酒田	54	岡田医院	鶴岡
16	<開示>庄内余目病院	庄内町	35	諸星外科内科クリニック	酒田	55	飛島診療所	酒田
17	<開示>山形県立 中央病院	山形	36	成澤医院	庄内町	56	しょうない眼科	酒田
18	愛陽会 三川病院	三川町	37	山本医院	酒田	57	三原皮膚科	鶴岡
19	山形県立 こころの医療センター	鶴岡	38	ほんまクリニック	酒田	58	犬塚医院	鶴岡
			39	上田診療所	酒田	59	上野整形外科	鶴岡

【診療所】

No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域
60	土田内科医院	鶴岡	80	鈴木医院	酒田	100	みやはらクリニック	鶴岡
61	中目内科胃腸科医院	鶴岡	81	いとうクリニック	鶴岡			
62	中村内科胃腸科医院	鶴岡	82	瀬尾メンタルクリニック	酒田			
63	丸岡医院	酒田	83	大井医院	酒田			
64	わたべクリニック	酒田	84	あきばクリニック	酒田			
65	のざきヒフ科クリニック	酒田	85	協立大山診療所	鶴岡			
66	斎藤胃腸クリニック	鶴岡	86	木根淵医院	鶴岡			
67	石黒内科医院	酒田	87	庄南クリニック	鶴岡			
68	かめがさき整形外科	酒田	88	鶴岡市国民健康保険上田沢診療所	鶴岡			
69	石橋内科胃腸科医院	鶴岡	89	池田内科医院	鶴岡			
70	川口耳鼻咽喉科クリニック	酒田	90	佐藤診療所	鶴岡			
71	今泉クリニック	酒田	91	佐藤医院	鶴岡			
72	さくまクリニック	鶴岡	92	村山医院	酒田			
73	阿部医院(温海)	鶴岡	93	日本海八幡クリニック	酒田			
74	サイトー内科	酒田	94	須田内科クリニック	鶴岡			
75	森田内科クリニック	庄内町	95	耳鼻咽喉科たからだクリニック	鶴岡			
76	くろき脳神経クリニック	酒田	96	しんばしクリニック	酒田			
77	加納医院	酒田	97	温海クリニック	鶴岡			
78	太田医院	酒田	98	谷川内科クリニック	酒田			
79	松山診療所	酒田	99	山原整形外科クリニック	酒田			

【歯科】

23

【薬局】

29

No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域
101	土門歯科医院	遊佐町	121	ふじしま歯科医院	鶴岡	124	かもめ薬局	酒田
102	ぶらす矯正歯科	酒田	122	奥山歯科診療所	庄内町	125	ラパス調剤薬局酒田南店	酒田
103	亀ヶ崎歯科医院	酒田	123	池上歯科医院	鶴岡	126	ひまわり薬局	酒田
104	佐々木歯科医院	酒田				127	カイエイ薬局	酒田
105	鈴木歯科医院	酒田				128	日本調剤 遊佐町薬局	遊佐町
106	ふみぞの歯科・矯正歯科	鶴岡				129	日本調剤 若葉薬局	鶴岡
107	富樫歯科医院	酒田				130	ツルオカ薬局	鶴岡
108	寿デンタルクリニック	酒田				131	ゆのはま薬局	鶴岡
109	迎田歯科医院	鶴岡				132	日本調剤 荘内薬局	鶴岡
110	日吉歯科診療所	酒田				133	にしき調剤薬局	鶴岡
111	澤田歯科医院	鶴岡				134	ハート調剤薬局本町店	鶴岡
112	鼠ヶ関番場歯科医院	鶴岡				135	あきほ薬局	酒田
113	五十嵐歯科医院	鶴岡				136	ツルオカ薬局ゆあつみ店	鶴岡
114	石黒歯科・矯正歯科医院	鶴岡				137	あかね薬局	鶴岡
115	清野歯科医院	鶴岡				138	瀬尾薬局駅東店	酒田
116	歯科家中新町クリニック	鶴岡				139	ハート調剤薬局鶴岡駅前店	鶴岡
117	大滝歯科医院	遊佐町				140	ハート調剤薬局七日町店	鶴岡
118	高橋歯科医院	酒田				141	ハート調剤薬局ひよし店	鶴岡
119	毛呂歯科医院	鶴岡				142	ハート調剤薬局鶴岡店	鶴岡
120	ほんま歯科クリニック	鶴岡				143	アイン薬局酒田店	酒田

【薬局】

【訪問看護ST】

13 【福祉施設】

63

No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域
144	クスリのフレンズ	鶴岡	153	(社)酒田地区医師会訪問看護ステーション スワン	酒田	166	在宅介護支援センターかたばみ荘	酒田
145	篠田訪問薬局	鶴岡	154	訪問看護ステーションゆざ	遊佐町	167	サ・シティ 指定居宅介護支援事業所	酒田
146	日本調剤鶴岡南薬局	鶴岡	155	訪問看護ステーションハローナース	鶴岡	168	多機能 こうらく	酒田
147	あい薬局松原南店	酒田	156	リハビリ訪問看護ステーションみどり	鶴岡	169	さふらん 酒田南店	酒田
148	ハート調剤薬局八幡店	酒田	157	訪問看護ステーションにこ	鶴岡	170	居宅介護支援事業所 幸楽荘	酒田
149	ハート調剤薬局山王店	鶴岡	158	訪問看護ステーションひまわり	庄内町	171	酒田市地域包括支援センター やわな	酒田
150	ハート調剤薬局馬場町店	鶴岡	159	ニチケアセンターこあら 訪問看護ステーション	酒田	172	居宅介護支援事業所 酒田市社会福祉協議会	酒田
151	ゆう薬局	鶴岡	160	訪問看護ステーションとるて	鶴岡	173	多機能 さくら松山	酒田
152	ゆう薬局朝陽店	鶴岡	161	訪問リハビリテーションいでは	鶴岡	174	指定居宅介護支援事業所 ゆたか	酒田
			162	訪問看護ステーションかがやき	酒田	175	酒田市地域包括支援センターはくちょう	酒田
			163	訪問看護ステーションらいふ	酒田	176	庄内町社会福祉協議会 介護支援センター ほほえみ	庄内町
			164	訪問看護ずっと	酒田	177	庄内町地域包括支援センター	庄内町
			165	訪問看護リハビリステーション アジュダント酒田サテライト	酒田	178	多機能型介護ステーション ぬくもり	酒田
						179	酒田市地域包括支援センターあけぼの	酒田
						180	さくらホーム 居宅介護支援事業所	酒田
						181	酒田市地域包括支援センターまつやま	酒田
						182	酒田市地域包括支援センターにいだ	酒田
						183	瑞穂の郷ケアプランセンター	鶴岡
						184	ケアプランセンター ソラーナ	庄内町
						185	みすみ指定居宅介護支援事業所	酒田

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

・緩和ケア関係研修会	9回	院内226名	院外298名	計524名
・地域連携パス関係研修会	7回	院内 83名	院外 94名	計177名
・医療安全対策関係研修会	3回	院内587名	院外 0名	計587名
・災害医療関係研修会	4回	院内447名	院外 46名	計493名
・認知症疾患医療センター関係研修会	1回	院内 89名	院外129名	計218名
・リハビリ室関係研修会	2回	院内 12名	院外142名	計154名
・院内感染対策関係研修会	2回	院内433名	院外 21名	計454名
・褥瘡対策関係研修会	2回	院内162名	院外 28名	計190名

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	30回
(2) (1) の合計研修者数	2,797名 (うち院外758名)

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有 無
 イ 研修委員会設置の有無 有 無
 ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
※別紙のとおり				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講堂	182.3m ²	(主な設備) 机41脚、椅子167脚、演台1台、スクリーン2枚、 音響設備一式、マイクスタンド6本、 マイク (ワイヤレス2本、有線4本)
第二講堂	123.6m ²	(主な設備) 机25脚、椅子100脚、演台1台、音響設備一式、 マイクスタンド2本、マイク (ワイヤレス2本)
第一会議室	56.0m ²	(主な設備) 机9脚、椅子50脚、プロジェクター1台、 ホワイトボード2台
第三会議室	54.5m ²	(主な設備) 机15脚、椅子50脚、テレビ1台、ホワイトボード1台 スクリーン1枚
相談室	12.6m ²	(主な設備) 机1脚、椅子5脚
医局会議室	40.7m ²	(主な設備) 机10脚、椅子30脚、プロジェクター1台、シャウカステン1台

令和元年度 地域医療連携のための研究会・講演会・開催実績一覧(主たる開催実績)

No.	実施日	研修内容	対象者	院内	院外	合計	備考
1	令和元年5月30日	がんプロフェッショナル歯科医師・歯科衛生士養成コース(庄内)第9回講義	当院職員及び地域医療関係者	34	0	34	
2	令和元年6月4日	第1回緩和ケア勉強会『Eラーニングで始める、初めての緩和ケア』	当院職員及び地域医療関係者	34	0	34	
3	令和元年7月23日	第1回地域連携緩和ケア協議会(症例検討会)	当院職員及び地域医療関係者	12	32	44	
4	令和元年7月28日	地域がん診療連携拠点病院公開講座	一般	0	151	151	
5	令和元年10月4日	緩和ケア講演会「生きる」を支える～緩和期におけるリハビリテーション当院の取り組みより～」	当院職員及び地域医療関係者	53	48	101	
6	令和元年10月31日	第2回地域連携緩和ケア協議会(意見交換会)	当院職員及び地域医療関係者	6	10	16	
7	令和元年11月23日	がん医療に携わる医師を対象とした緩和ケア研修会	当院職員及び地域医療関係者	15	4	19	
8	令和2年2月4日	第3回地域連携緩和ケア協議会(症例検討会)	当院職員及び地域医療関係者	14	20	34	
9	令和2年2月18日	『超』せん妄マニュアル～均てん化?ガラパゴス化?次の一手を考える～	当院職員及び地域医療関係者	58	33	91	
		緩和ケア関係 合計		226	298	524	
1	令和元年5月29日	脳卒中地域連携パス調整会議	当院職員及び地域医療関係者	14	18	32	
2	令和元年5月29日	大腿骨地域連携パス調整会議	当院職員及び地域医療関係者	12	12	24	
3	令和元年6月5日	地域連携パス検討委員会	当院職員及び地域医療関係者	6	9	15	
4	令和元年9月25日	脳卒中地域連携パス調整会議	当院職員及び地域医療関係者	11	17	28	
5	令和元年9月25日	大腿骨地域連携パス調整会議	当院職員及び地域医療関係者	11	9	20	
6	令和2年1月29日	脳卒中地域連携パス調整会議	当院職員及び地域医療関係者	16	18	34	
7	令和2年1月29日	大腿骨地域連携パス調整会議	当院職員及び地域医療関係者	13	11	24	
		地域連携パス関連 合計		83	94	177	
1	令和元年7月19日	第1回医療安全全体研修会	当院職員	140	0	140	
2	令和元年9月4日	第2回医療安全全体研修会	当院職員	187	0	187	
3	令和元年11月18日	第3回医療安全全体研修会	当院職員	260	0	260	
		医療安全対策委員会 合計		587	0	587	
1	令和元年5月15日	災害医療の基礎とトリアージ研修	当院職員	95	0	95	
2	令和元年6月26日	模擬患者を使ったトリアージ研修	当院職員及び地域医療関係者	88	12	100	
3	令和元年9月28日	災害対応机上訓練	当院職員及び地域医療関係者	135	18	153	
4	令和2年2月13日	「災害に対する基本的な知識について」研修会	当院職員及び地域医療関係者	129	16	145	
		救急・災害対策委員会 合計		447	46	493	
1	令和元年10月25日	認知症疾患医療センター講演会(認知症ケア委員会合同)	当院職員及び地域医療関係者	89	129	218	
		認知症疾患医療センター関係研修会 合計		89	129	218	
1	令和元年12月19日	庄内CVA勉強会	当院職員及び地域セラピスト	3	20	23	
2	令和元年12月28・29日	山形ボンパース研修会	当院職員及び地域セラピスト	9	122	131	
		リハビリテーション室関係 合計		12	142	154	
1	令和元年8月23日	第1回院内感染対策研修機	当院職員及び地域医療関係者	244	15	259	
2	令和2年2月21日	第2回院内感染対策研修会	当院職員及び地域医療関係者	189	6	195	
		院内感染対策関係研修会 合計		433	21	454	
1	令和2年5月27日	第1回褥瘡対策委員会研修会	当院職員及び地域医療関係者	77	12	89	
2	令和2年1月31日	第2回褥瘡対策委員会研修会	当院職員及び地域医療関係者	85	16	101	
		褥瘡対策関係研修会 合計		162	28	190	
		合計		2,039	758	2,797	

教育研修委員会規程

(目的)

第1条 日本海総合病院における教育研修に関する事項を審議することを目的として、教育研修委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 研修担当指導医（若干名）
- (2) 医師（若干名）
- (3) 看護部長
- (4) 事務局長
- (5) 薬局長
- (6) 検査部技師長
- (7) 放射線部技師長

(委員の委嘱)

第3条 委員は院長が委嘱する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 臨床研修医の研修に関する事。
- (2) 地域医療研修及び院内各種研修に関する事。
- (3) 図書室の管理・運営に関する事。
- (4) 図書室の予算に関する事。
- (5) 図書室の集書方針に関する事。
- (6) 図書資料の選定に関する事。
- (7) 図書の廃棄・除籍に関する事。
- (8) その他必要な事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会の互選により選出し、院長の了承を得て決定するものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、年2回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

(委員以外の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の結果を速やかに口頭で委員長に報告し、追ってその概要を取りまとめ回覧するものとする。

(承認)

第10条 院長は、前条の会議の結果を運営会議にかけさせ承認を得るものとする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会において

別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日改正）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院長 島貫 隆夫
管理担当者氏名	各担当部署

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		電子カルテと病歴管理室 (カルテ庫) 各担当部署	患者毎に保管管理
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	電子カルテ	患者毎に保管管理
	救急医療の提供の実績	電子カルテ	患者毎に保管管理
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	研修会を実施した各委員会等	委員会毎に保管管理
	閲覧実績	医事課及び電子カルテ	日別及び患者毎に保管管理
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	医事課	月別及び診療科毎に保管管理

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	医事課長 佐藤 善久
閲覧担当者氏名	████████████████████
閲覧の求めに応じる場所	医事課
閲覧の手続の概要	
<p>日本海総合病院に患者を紹介しようとする医師、歯科医師及び地方公共団体から医療法第22条第2号又は第3号に掲げる諸記録の閲覧を求められた時は、医療法第16条の2第5号に基づき対応する。</p> <p>【閲覧の手続き】</p> <p>①「閲覧申出書」により閲覧を申し出る。</p> <p>②閲覧日取扱は、月曜日から金曜日（国民の祝日及び休日並びに年末年始日は除く）までの午前9時から午後4時までとする。</p> <p>③閲覧場所については、医事課で行う。</p> <p>【酒田地区医療情報ネットワーク（ちょうかいネット）】</p> <p>酒田地区医療情報ネットワーク（ちょうかいネット）において、共同診療又は医療機器共同利用に際し、登録医は当院内電子カルテの閲覧と紹介患者の医療情報を得ることが可能である。また、登録医は医療情報ネットワーク協議会への積極的な参加を促し、紹介患者の医療情報の共有化を図っている。</p>	

前年度の総閲覧件数		0件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回
委員会における議論の概要	
1. 令和元年度 第1回 北庄内地域医療連携推進協議会	
開催日	令和元年6月26日(水) 18:30~19:00
場所	ホテルリッチ&ガーデン酒田
内容	報告(1)協議会委員について(紹介) 協議(1)事業の実績について ・紹介率、逆紹介率について ・救急患者数について ・医療機器の共同利用について ・選定療養費の算定状況について (2)令和元年度協議会開催予定について (3)その他 ・ちょうかいネット月別患者登録人数 出席人数 委員 17名 事務局 4名
2. 令和元年度 第2回 北庄内地域医療連携推進協議会	
開催日	令和元年10月9日(水) 18:30~19:00
場所	ホテルリッチ&ガーデン酒田
内容	協議(1)事業の実績について ・紹介率、逆紹介率について ・救急患者数について ・医療機器の共同利用について (2)その他 ・ちょうかいネット月別患者登録人数 出席人数 委員 18名 事務局 4名
3. 令和元年度 第3回 北庄内地域医療連携協議会 (庄内地域医療情報ネットワーク研究大会へ合同参加)	
開催日	令和元年12月7日(土) 15:00~17:30
場所	日本海総合病院 講堂
内容	講演 「ID-Linkは、次の10年間にどう進化していくか」 [REDACTED] 「ICTを利用した全国地域医療連携の概況」 [REDACTED]

「佐賀県における患者同意方法の検討および現状について」

特定医療法人 静便堂白石共立病院 診療情報管理課 [REDACTED] 氏

出席人数 医・歯・薬・介護福祉・行政関係従事者 54名（委員含む）

4. 令和元年度 第4回 北庄内地域医療連携推進協議会

開催日 新型コロナウイルス感染拡大状況及び令和2年2月25日に発出された政府の「基本方針」などを踏まえ、第4回協議会を書面開催にて実施

内 容 協議 (1) 事業の実績について

- ・紹介率、逆紹介率について
- ・救急患者数について
- ・医療機器の共同利用について

(2) その他

- ・ちょうかいネット月別登録患者数

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

北庄内地域医療連携推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、北庄内地域医療連携推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 北庄内地域の医療機関が相互に連携し、病診連携並びに病病連携の推進を図ることにより、地域住民へ質の高い医療サービスを提供する方策を検討協議する。

(協議)

第3条 協議会は前条の目的達成のため、次に掲げる事項を協議し、地域医療支援病院ほか、各関係機関等へ提言を行う。

- (1) 医療機能の分担、医療情報の共有化、診療情報提供書や地域連携パス等の活用による紹介及び逆紹介の推進に関する事項。
- (2) 施設及び医療機器の共同利用の推進に関する事項。
- (3) その他医療連携に関する事項。
 - ア 地域の医療従事者に対する研修実施について。
 - イ 救急医療の提供について。
 - ウ 諸記録の管理・閲覧について。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会長は、協議会委員から委員の互選をもって選出する。
- 3 副会長は会長が指名する。
- 4 委員の任期は、2年とする。再任を妨げないものとする。また、委員が欠け補欠の委員が就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第5条 会長は会務を総理し、会議の座長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 協議会は年4回開催し、会長が召集する。

- 2 協議会に必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会に事務局を設置する。

- 2 協議会の庶務は、日本海総合病院医事課が処理する。

(委任)

第8条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成24年9月4日から施行する。

(平成26年4月1日 一部改正)

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口	相談室	その他 (各病棟)
主として患者相談を行った者 (複数回答可)			
■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■
8,965件			
患者相談の概要			
<p>【相談内容】</p> <p>別紙のとおり</p> <p>【講じた対策】</p> <p>①入院患者から相談のアクションがある時は、速やかに病棟看護師や地域連携室看護師が医療福祉相談員に連絡を取り、患者情報の収集と相談に応じた。</p> <p>②入院時説明の時に患者から相談の要望がある場合は、医療福祉相談員に連絡を取り相談に応じた。</p> <p>③外来患者が診察時に相談がある場合は、医師や外来看護師が医療福祉相談員に連絡を取り相談に応じた。</p>			

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

医療福祉相談室 医療福祉相談件数(令和元年度 月別合計・年度合計)

	種別				面談方法				対象				診療科						相談内容														月別合計 相談内容 ①-⑭		
	新規	入院	外来	その他	面接	電話	訪問	文章	本人	家族・親戚	院内スタッフ	関係機関	その他	内科	外科	産婦人科 小児科	精神科	救急科	その他	① 医療費 生活費	② 生活保 護	③ 公費等	④ 各種手 帳関係	⑤ 各種年 金関係	⑥ 情報提 供関連	⑦ 介護保 険	⑧ 制度(そ の他)	⑨ 療養上 の問題 調整	⑩ 退院支 援等	⑪ クリティ カルパス 関係	⑫ 受診相 談・転院 相談	⑬ 逆紹介 連		⑭ 苦情・ 意見	⑮ その他
31年 4月	263	270	399	83	280	471	0	4	162	85	208	293	7	268	320	32	72	3	60	132	4	60	40	45	59	19	12	213	2	15	141	4	7	2	755
1年 5月	317	241	380	121	245	491	0	6	162	77	178	322	3	310	232	38	93	5	64	145	12	56	55	22	77	16	18	181	1	18	128	9	4	0	742
1年 6月	369	187	473	82	227	510	1	4	211	69	165	295	2	358	213	27	78	3	63	137	9	158	62	24	77	11	7	139	1	8	101	5	2	1	742
1年 7月	414	236	514	83	285	546	0	2	205	102	211	311	4	403	238	49	59	14	70	134	4	167	36	35	77	14	23	205	7	11	112	4	1	3	833
1年 8月	395	260	408	89	279	473	0	5	168	75	227	282	5	370	228	33	56	13	57	155	8	83	38	52	73	28	19	173	5	12	101	6	3	1	757
1年 9月	333	222	443	66	264	463	0	4	199	76	193	260	3	350	234	43	52	8	44	147	8	59	64	38	52	15	29	179	6	15	106	8	4	1	731
1年 10月	319	207	421	78	261	441	0	4	172	90	184	257	3	328	216	49	52	2	59	146	5	63	36	12	74	18	36	163	14	9	111	6	9	4	706
1年 11月	334	210	383	85	241	424	0	13	164	83	197	234	0	283	220	49	66	5	55	126	4	65	31	34	88	14	44	141	12	17	85	12	1	4	678
1年 12月	274	260	364	112	261	470	0	5	135	89	246	251	15	326	213	47	84	14	52	164	3	51	35	32	73	23	15	201	4	7	121	4	1	2	736
2年 1月	305	224	400	116	281	452	1	6	137	83	254	253	13	382	181	52	74	13	38	212	5	85	22	27	66	21	28	144	7	7	100	5	1	10	740
2年 2月	323	220	384	116	251	460	0	9	141	113	234	223	9	369	173	55	48	15	60	206	13	102	33	19	54	18	22	140	2	8	90	2	3	8	720
2年 3月	407	225	502	100	296	528	0	1	186	95	228	311	5	381	246	45	53	9	91	174	15	120	39	17	60	21	20	175	1	11	163	4	2	3	825
令和元年度 合計	4053	2762	5071	1131	3171	5729	2	63	2042	1037	2525	3292	69	4128	2714	519	787	104	713	1878	90	1069	491	357	830	218	273	2054	62	138	1359	69	38	39	8965

平成31年度
相談総件数 8965

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
平成29年2月に日本医療機能評価機構から主たる機能「一般病棟2」(機能種別版評価項目3rdG: Ver. 1.1)に認定された。	

(注)医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 ホームページの充実による広く病院情報の発信 患者、地域住民向け及び関係者向けに広報誌「あきほ」を年間4回発行し、病院機構の施設整備の状況や治療に関する情報等の発信 親しみと信頼のある地域密着型の病院づくりをめざし、地域交流事業として病院祭「あきほ祭」及び即売施設「あきほ市」を開催	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 《入退院支援センサー》 自宅への退院: ケアマネージャー依頼・情報提供・情報交換、福祉サービス利用の相談・調整、開業医・訪問看護ステーションへの橋渡し、開業医への診療情報提供書の依頼、サービス利用の為の診断書の依頼、各事業所へ情報提供・情報交換、病棟看護師と連携と退院指導 施設入所・転院: 施設の説明・入所手続きの説明、診療情報提供書・診断書の依頼、施設相談員との情報交換、施設相談員からの窓口(入所・転院日時調整)	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 地域連携クリティカルパス【大腿骨頸部骨折、5大がん、脳卒中、前立腺がん】 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 地域連携クリティカルパスの策定について、地域の複数の医療機関同士でまとめ、それぞれの医療機関の役割治療内容をまとめ、医療内容を標準化と効果的な医療を提供し、患者負担の軽減にも寄与するため、電子カルテをベースにしたクリティカルパスの作成及び適用と適用件数の増加を図っている。	